

東京電子自治体共同運営電子調達サービスをご利用の  
建設業事業者のみなさまへ

## 社会保険・雇用保険の加入手続きはお済みですか？

平成28年4月以降、資格申請の際には社会保険等の加入が必須となります。  
社会保険等未加入の場合、入札参加資格が取得できなくなります。

- ※ 社会保険、雇用保険の加入状況が「適用除外」の場合は上記事項には該当しません。
- ※ 国土交通省直轄工事において、平成27年度以降は、競争入札参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する取り扱いをもとに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいても同様の取組を行います。

### 社会保険・雇用保険について

社会 保 険	健康保険	労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度
	厚生年金保険	労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度
雇用保険		労働者が失業したときに、労働者の生活の安定を図り再就職を促進するための給付を行う制度

### 保険の加入について

- 労働者を雇用している事業者には、社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります。社会保険及び雇用保険に加入しましょう。
- 下請事業者(二次下請以下の事業者も含む)がある場合には、下請事業者の社会保険及び雇用保険加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導してください。
- 工事及び工事関係業務委託の競争入札参加資格審査において、社会保険及び雇用保険の加入状況を格付に反映しています。

## 社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険に関する相談窓口は以下のURLからご確認ください。

### ◇社会保険(健康保険・厚生年金保険)

→日本年金機構 全国の相談・手続き窓口

URL <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

### ◇雇用保険

→厚生労働省 全国ハローワークの所在案内

URL <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

社会保険・雇用保険加入に関し、東京都社会保険労務士会を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険労務士は、従業員の採用から退職(解雇)まで(会社設立から解散まで)の間に必要な労働・社会保険の諸手続きのすべてを事業主に代わって行います。また、年金裁定請求手続きや労災保険の給付申請手続きなどの事務を個人に代わって行います。

以下のURLからお近くの社会保険労務士を探すことができます。

**東京都社会保険労務士会**

URL <http://www.tokyosr.jp>

事業所の所在地が東京都以外の方

**全国社会保険労務士会連合会**

URL <http://www.shakaihokenroumushi.jp/>

契約制度に関する問い合わせ先は審査担当自治体の担当者までお願いします。